

福井県公安委員会告示第140号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月12日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 講習の期日、場所および受講定員

(1) 期日

ア 講習

令和6年1月15日（月）および令和6年1月16日（火）

イ 修了考査

令和6年1月31日（水）

(2) 場所

ア 講習

福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部葵分庁舎

イ 修了考査

福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部

(3) 受講定員

20名（受講定員を超えた申込みがあった場合は先着順とする。）。

2 受講手続に関する事項

(1) 受講の申込み期間

ア 受付期間

令和5年12月12日（火）から令和5年12月22日（金）まで

（土曜日および日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送による申込みは、令和5年12月22日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(2) 受講申込みに必要な書類等

- ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通
- イ 申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを申込書の写真欄に貼り付けること。）1枚
- ウ 講習手数料20,000円（手数料分の福井県証紙を申込書の証紙貼付欄に貼り付けること。または、手数料納付システムにより手数料を納付後、申込番号を申込書の申込番号欄へ記載すること。）

なお、納付された講習手数料は、返還しない。

(3) 申込書の提出先および提出方法

ア 提出先

福井市大手3丁目17番1号  
福井県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

申込書は、受講者またはその代理人がアの提出先に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、  
書留で送付すること。

3 その他講習の実施に関する必要な事項

(1) 講習の資格要件

講習を受講し、その課程を修了しても法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

(2) 講習に関する問合せ等

福井市大手3丁目17番1号  
福井県警察本部交通部交通指導課  
電話 0776-22-2880  
内線 5111、5151、5152